

料金改定の内容②つづき 文書料 (条例第2条第1項別表)

現行内容	現行料金 (令和8年5月31日まで)		改定後内容	改定後料金 (令和8年6月1日から)	増減
公的医療給付等に係る診断書 (福祉手当等)	3,800円	→	公的医療給付等に係る意見書又は診断書 (2ページの※以外)	3,800円	-
障害認定等に係る診断書 公的な医療照会に対する回答書 生命保険又は損害保険の給付決定のための医療照会に対する回答書 (簡易なもの) 特殊な表記が必要な診断書 その他症状の詳細にわたって記載が必要な特に複雑なもの	4,400円	→	障害認定等に係る診断書 公的な医療照会に対する回答書 生命保険又は損害保険の給付決定のための医療照会に対する回答書 (簡易なもの) 特殊な表記が必要な診断書 その他症状の詳細にわたって記載が必要な特に複雑なもの	5,500円	1,100円増
公的年金に係る診断書 死体検案書	4,800円	→	公的年金に係る診断書 死体検案書	5,500円	700円増
自動車損害賠償責任保険診断書 生命保険又は損害保険に係る診断書又は証明書 生命保険又は損害保険の給付決定のための医療照会に対する回答書	5,500円	→	自動車損害賠償責任保険診断書 生命保険又は損害保険に係る診断書又は証明書 生命保険又は損害保険の給付決定のための医療照会に対する回答書	6,400円	900円増

※ 2通以上必要のときは、1通を増すごとに5割加算。

